

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例について

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和四年六月十四日提出

岐阜県知事 古田 肇

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例の一部を改正する条例

岐阜県教育委員会関係手数料徴収条例（平成二十一年岐阜県条例第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表一の表一の項中「第十六条の二第一項」を「第十六条第一項」に改め、同表二の項中「第五条第三項」を「第五条第二項」に改め、同表三の項中「第五条第六項」を「第五条第五項」に改め、同表中六の項及び七の項を削り、八の項を六の項とし、九の項を七の項とし、十の項を八の項とし、十一の項から十五の項までを削る。

附則

この条例は、公布の日から施行する。

提 案 説 明

教育職員免許法の一部改正に伴い、教育職員免許状有効期間更新手数料を廃止する等のため、この条例を定めようとする。